

二酸化炭素消火設備の事故にご注意ください！

二酸化炭素消火設備の誤操作や誤作動により、消火剤である二酸化炭素が誤放出され死傷者を出す事故が多数発生しています。

- 愛知県名古屋市の立体駐車場での事故（令和2年12月）
- 東京都港区内の地下駐車場での事故（令和3年1月）
- 東京都新宿区内の地下駐車場での事故（令和3年4月）

誤放出による事故を防ぐために以下の点に注意してください。

■工事・メンテナンス時

二酸化炭素消火設備が設置された部分やその付近で工事やメンテナンス等を行う場合には、誤作動や誤放出を防ぐため、二酸化炭素消火設備に熟知した消防設備士や消防設備点検資格者を立ち合わせるなど、安全確保に努めてください。

また、二酸化炭素消火設備の設置部分や隣接部分に関係者以外の者が出入りしないよう管理してください。

■建物利用者などへの周知

防火管理者や自衛消防隊員、二酸化炭素消火設備が設置された部分の利用者などに、二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取扱方法、作動の際の対応方法、避難方法などを周知してください。

■消火設備作動時の対応

二酸化炭素消火設備が誤放出された場合は、すぐに119番通報するとともに、設備の設置・保守点検などを行った専門業者へ連絡を行ってください。

また、二酸化炭素消火設備の設置部分や隣接部分への立ち入りを禁止してください。

関連リンク

[総務省消防庁 消防予第187号 東京都新宿区における二酸化炭素消火設備の放出事故を受けた注意喚起について（令和3年4月15日）](#)

問合せ先
駿東伊豆消防本部予防課 055-920-9101
第一方面本部予防担当 055-935-5119（沼津市・清水町）
第二方面本部予防担当 0558-76-5590（伊豆市・伊豆の国市・函南町）
第三方面本部予防担当 0557-38-0198（伊東市・東伊豆町）